

発議第 2 号

2025 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和 7 年 6 月 6 日

提 出 者

八雲町議会議員 赤 井 睦 美

賛 成 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議長 千 葉 隆 様

2025 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、日本国憲法第 25 条に定められている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としていることから、人間らしく暮らすための下限額として最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、2024 年に引き上げた 50 円で、道内の常用労働者 216 万人(内パート労働者 64.7 万人)の内、60 万人弱の労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況である。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

政府は 2020 年代に全国平均 1,500 円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、引き上げに向けた環境整備が必要である。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねない。

ついては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和 7 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を押し進め、最低賃金の引き上げを図ること。また、中小零細企業に対する充実した具体的支援を徹底し、安定した経営を可能とする実効性ある対策を前提として国に対し要請すること。
- 2 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を引き上げること。
- 3 設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額「時間額 1,126 円」を考慮した水準に改善すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

北海道二海郡八雲町議会議長 千 葉 隆

【提出先】

北海道労働局長

北海道地方最低賃金審議会長